

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社三和電工社
代表者及び住所 福井県鯖江市二丁掛町第14号20番地
2. 指名停止措置期間 : 令和8年3月19日から令和8年6月18日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社三和電工社の代表取締役は、福井県丹南土木事務所が発注した道路照明灯修繕業務の見積り合わせに関し、非公開の見積徴収業者の数および業者名を入手したとして、令和7年9月30日に官製談合防止法違反および公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社三和電工社の代表取締役が公契約関係競売入札妨害罪で起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(公契約関係競売等妨害又は談合)
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)